

消滅時効その3（その他の問題）

弁護士 永井 弘二

第1 はじめに

前々回の「主債務と保証債務の時効」、前回の「物上保証にまつわる問題」に引き続いて、時効に関する問題を取り上げます。今回は、ややまとまりを欠くかもしれませんが、その他の時効に関する問題をこれまでの最高裁判例を中心に見ていきます。

第2 一部請求と時効中断の範囲

1 訴訟による一部請求

交通事故訴訟のように、事故態様によって過失相殺がある程度見込まれる場合には、算出した損害額全額ではなく、その一部を請求することなどがよくあります。こうした場合、訴訟（裁判上の請求）による時効中断の効力が、損害額全部に及ぶのか、それとも訴訟で請求した金額の範囲でしか時効中断していないのが問題になります。

判例は、この場合、「1個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合、原告が裁判所に対し主文において判断すべきことを求めているのは債権の一部の存否であって全部の存否でないことが明らかであるから、訴訟物となるのは右債権の一部であって全部ではない。」として、請求された一部についてしか時効中断効が発生しないとしています（最判昭和34年2月20日判時178p3）。

ここでは、一部請求を「明示した場合」とされていますが、貸金、売掛金などの請求額がはっきりしているものはもとより、交通事故などの不法行為債権のように、損害算定が一義的でないものについても、訴訟を提起する場合には一応の損害額を算定すると思われるから、「総額を明示しない」「一部請求」というのは考えにくいとは言えます。そして、最高裁の論理は、結局、「訴訟物」とした請求内容が何かという点に重点を置いていると言えますので、「明示」云々よりも、実際の請求額が基礎となって時効中断範囲が定まっていると見た方が無難でしょう。

したがって、一部請求は、その範囲でしか時効中断効が発生しないとの認識で対応する必要があります。

2 仮差押と一部請求

次に、仮差押の場合には、請求債権の金額が裁判所に供託する保証金の金額にも反映するため、請求額全額でなくその一部分のみを請求債権として仮差押することが、比較的良く行われます。

判例は、こうした場合も、その仮差押による時効

中断効は、請求債権とされた一部の債権のみについて生ずるとしています（最判昭和47年11月28日裁判集107p241）。

上記と同様の流れの中にある判例と言ってよいでしょう。

3 根抵当権の実行と時効中断範囲

根抵当権の抵当権者が、対象不動産を競売する場合には、例えば被非担保債権残額が3000万円あったとしても、極度額が2000万円の場合には、3000万円の債権を記載した上で、「但し、極度額2000万円に満つるまで。」との但書を付けて競売申し立てするのが実務的取扱となっています。

そこで、このような形で申し立てた根抵当権に基づく担保権実行としての競売により、時効中断されるのは、極度額の範囲である2000万円なのか債権全体の3000万円なのかが問題になりました。

これまでの訴訟や仮差押についての判例の流れから見ると、極度額に限定した申立として、2000万円の範囲でしか時効中断効が認められないように見えます。

しかし、最高裁は、この場合には、請求債権として掲げた3000万円全額について時効中断効が生じるとしました（最判平成11年9月9日判時1689p74）。

最高裁は、この結論を導くための実質的な理由や、上記の訴訟や仮差押の場合との整合性について何ら述べていないのですが、おそらく、根抵当権に基づく競売申立の場合には、2000万円の範囲でしか競売ができないのは、極度額という制限があるためであり、訴訟や仮差押のように債権者の意思で一部を選んだためではないことが大きく考慮されているものと思われます。

第3 仮差押と時効中断効

1 仮差押により時効中断効が発生するのは民法の定めるところで（民法147条2号）、その仮差押が不適法で取り消された場合などには失効することも定められていますが（154条）、時効中断効はいつまで継続し、いつから再度の時効が進行するのか（民法157条：中断事由の終了により再度の時効が進行）等については、明文の規定はありません。

そこで、仮差押は、それが執行された後、本訴を経ても本差押に移行せず、そのまま置かれている場合も多いことから（例えば、本差押をしても、抵当権が付いていて剰余がない場合などは、本差押が取消になるおそれがあるためなどです：民事執行法63条）、いつまで仮差押による時効中断効が継続しているのが問題になりました。

2 最高裁は、まず、仮差押がされた不動産が、仮差

押債権者以外の債権者による競売で競落されたことにより、仮差押登記が抹消されたという事案で、債権者側が、仮差押登記が抹消されたのだから、民法154条により仮差押による時効中断効は、はじめからなかったと主張したのに対し、競売での競落による仮差押登記の抹消は、民法154条には該当しないとした上で、合わせて、その仮差押登記の抹消まで仮差押による時効中断効は継続していたとしました（最判昭和59年3月9日判時1114p42）。

3 次いで、最高裁は、債務者が仮差押に対して仮差押解放供託金を積んで仮差押を取り消した事案で、債務者がその場合は、供託による取消によって仮差押による時効中断は終了し将来に向かって時効が進行すると主張したのに対して、解放金供託による仮差押の取消は、仮差押の対象物が当初の物件から供託金に変更したに過ぎず、依然として仮差押による時効中断効は継続しているとしました（最判平成6年6月21日判時1513p109）。

4 しかし、こうした最高裁の判断を前にしても、下級審レベルでは、仮差押による中断事由は、仮差押の執行（不動産の場合には登記と債務者への通知）により終了し、仮差押が継続していても再度の時効は進行するとの判断を示すものが少なくありませんでした（東京高裁平成4年10月28日判時1441p79、大阪高裁平成7年2月28日など）。

特に、この大阪高裁の事案は、昭和54年になされた仮差押がずっと残っており、債務者が死亡した後、平成6年になって相続人に対して訴訟提起された（その間、債務者に対する判決も確定しており、平成6年の相続人に対する訴訟時点では債務者に対する判決による10年の時効も完成していた）というもので、社会的にみると、この場合に昭和54年の仮差押がずっと残っているから時効が進行していないというのは、如何にも座りの悪い結論だったのです。

5 しかし、最高裁は、この大阪高裁の事案につき、こうした座りの悪い結論を踏襲することを鮮明にしました（最判平成10年11月24日判時1659p59）。その理由とするところは、いわば形式的には当たり前のものですが、「民法147条が仮差押を時効中断事由としているのは、それにより債権者が権利の行使をしたといえるからであるところ、仮差押の執行保全の効力が存続する間は仮差押債権者による権利の行使が継続するものと解すべきだからであり、このように解したとしても、債務者は本案の起訴命令や事情変更による仮差押命令の取消を求めることができるのであって、債務者にとって酷

な結果になるともいえないからである。また、民法147条が仮差押と裁判上の請求を別個の時効中断事由として規定しているところからすれば、仮差押の被保全債権につき本案の勝訴判決が確定したとしても、仮差押による時効中断の効力がこれに吸収されて消滅するものとは解し得ない。」としたのです。

この判決により、仮差押による時効中断効は、訴訟による時効中断効とは全く別個に存在し、且つ、仮差押が残っている間は継続し続け再度の時効は一切進行しないということが確定しました。

6 消滅時効の制度趣旨の一つに、「権利の上に眠るものは保護しない」というものがありますが、一旦仮差押をすれば、債務者側で何らかの手を打たない限り、何十年にもわたって放置しても（権利の上に眠っても）、一切時効が進行しないということになり、常識的には違和感を覚えざるを得ないと思います。

なお、上記の最高裁の理由中に出てくる「事情変更による仮差押の取消」（民事保全法38条）の場合に、民法154条に該当して当初から仮差押による時効中断効が発生しなかったことになるのか、取消後、再度の時効が進行するに留まるのかは1個の問題ですが、明確な判例はないようです。当初の仮差押手続それ自体には何らの瑕疵もなかったことからすれば、おそらく後者になるものと思われます。

第4 時効完成後の債務承認

1 最後に、有名な判例のある時効完成後の債務承認について述べておきます。

消滅時効は債務者の「承認」により時効中断し、その後直ちに新たな時効が進行します（民法147条3号、157条）。「承認」は、「債務の存在を確認する觀念の通知」で、典型的には債務承認書を発行するなどすることですが、債務全体があることを前提とした一部弁済の事実も通常「承認」として扱われます。

ここでの問題は、消滅時効期間が満了した後、債務者が一部弁済するなど「承認」に相当する行為をした時にどうなるかの問題です。

時効完成後に、時効が完成したことを知って、敢えて時効を援用することを潔しとせず債務を支払うのは、もちろん有効であり、これは時効利益の放棄となります（民法146条）。

かつて最高裁は、時効完成後の一部弁済は、時効が完成したことを知っての行動であると推定されるから、「時効利益の放棄」にあたる時代もありましたが、一般社会的には、一部弁済するのはむしろ時効の完成を知らないからであるのが通常であるとして強く批判されました。

そこで、最高裁は、時効完成後の一部弁済は、債権者に対して、以後、時効を援用しないという期待を抱かせる行為であることなどから、時効完成を知らなかったとしても一部弁済をなした以上、信義則上、時効援用権を喪失するとしました（最判昭和41年4月20日判時442 p 12）。

- 2 ここで注意しなければならないのは、例えば債務者が時効完成後の一部弁済を行って援用権を喪失したとしても、その効力は、債務者限りであり、保証人等には一切及ばないため、保証人は主債務の時効を援用して保証責任を逃れることができることです（最判平成7年9月8日金融法務1441 p 29・原審東京高裁平成7年2月14日判事1526 p 102）。

この点で債務者に関する時効中断（これは保証債務の附従性で保証人にも効力が及ぶ。）とは根本的に意味が異なりますので注意を要します。

以 上